

chapter 5

第5章
情報通信政策の動向

第1節 総合的戦略の推進

1 国家戦略の推進

政府は、情報通信技術の活用により世界的規模で生じている急激かつ大幅な社会経済構造の変化に的確に対応することの緊要性にかんがみ、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に、平成13年1月に、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」を施行するとともに、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）¹を設置した。

その後、「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家になること」を目指した「e-Japan戦略」（平成13年1月）、「『IT利活用により、元気・安心・感動・便利社会』を目指す」こととした、「e-Japan戦略Ⅱ」（平成15年7月）等を策定した。

「e-Japan戦略」策定後の5年間に様々な施策が講じられた結果、我が国は、ICTの利用環境整備等やICT利用者のレベルにおいても、世界最高水準を達成し、最先端のインフラ、マーケット、技術環境を有する「世界最先端のIT国家」となった。

一方、行政サービスや、医療、教育分野等におけるICT利活用についての国民満足度の向上、地域や世代間等における情報活用における格差の是正等、依然として課題が存在しているのも事実であり、国民・利用者の視点に立って、ICTの特性を生かしつつ有効活用

し、国民生活及び産業競争力の向上に努めるとともに、我が国が抱える様々な社会的課題の改革に取り組んでいくことが求められていたところである。

そこで、2010年に「いつでも、どこでも、誰にでもITの恩恵を実感できる社会の実現」という目標に向け、構造改革による飛躍、利用者・生活者重視、国際貢献・国際競争力強化という理念の下、15分野において取組を推進することとした「IT新改革戦略」（平成18年1月）を策定した。その中でも、国民生活者の視点の重視と、新たな成長戦略を進める観点から、取組の強化が特に必要な3分野を抽出し、今後の取組の方向性と具体的段取り（工程表）を明確化した「IT政策ロードマップ」（平成20年6月）を策定し、各種の施策が推進されているところである。

しかし、現下の世界的な金融危機に伴う我が国経済の失速、クラウドコンピューティングといった革命的新技術の登場など、「IT新改革戦略」策定時には想定しなかった状況にかんがみ、現行の「IT新改革戦略」の期限を待たずに、2015年に向けた新たな中長期戦略について平成21年6月末までに策定することを決定した。また、現下の経済危機を克服するため、平成21年4月に「デジタル新時代に向けた新たな戦略（三か年緊急プラン）」を策定した（図表5-1-1-1）。

¹ 参考：IT戦略本部：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/

図表5-1-1-1 デジタル新時代に向けた新たな戦略（三か年緊急プランの概要）

I デジタル特区等による三大重点プロジェクトの推進

電子政府 電子自治体

- ・行政機関等が保有する有用な情報のデジタル・アーカイブ化
- ・統計情報、地理空間情報等デジタル化された行政情報の公開の徹底
- ・「国民電子私書箱(仮称)」の整備
- ・「霞が関クラウド(仮称)」の構築
- ・クラウド・コンピューティングの活用や地域情報プラットフォームへの準拠による電子自治体の推進
- ・個人・企業のIDの在り方についての検討

医療

- ・電子レセプト作成コスト低減の方法としてASP・SaaSの活用の検討
- ・全国の医療機関で、画像診断情報や診療情報提供書等の瞬時の伝送が可能となる高速ブロードバンド網の整備
- ・定住自立圏構想を踏まえた医療機関等のネットワーク及び公共システム基盤整備
- ・医療従事者の負担を増加させることなく、安全・安心に役立つユビキタスネットワーク等の活用推進

教育・人材

- ・校内LAN、電子黒板、地上デジタルテレビ等のデジタル教育基盤を全国に整備
- ・教育・教養コンテンツの充実、アーカイブ化による教室への配信等の環境整備
- ・校務の情報化を進め、教員の校務処理負担を軽減
- ・情報モラル教育の充実と家庭・地域におけるリテラシー充実のための取組推進
- ・高度なデジタル技術を開発・活用する人材(高度デジタル人材)の育成

II 産業・地域の活性化及び新産業の育成

- 中小企業等既存産業の基盤整備 ASP・SaaSの安全性・信頼性の向上、共同資材調達・共同販売等を可能とする電子商取引の基盤整備等
- 農林水産業活性化 条件不利地域での光ファイバ等によるブロードバンドの整備、携帯電話を活用した直売所の情報提供システム普及等
- 地域活性化 地域の観光等の放送番組等の制作支援、ふるさとケータイ事業の推進、ユビキタスタウン構想の推進等
- デジタル技術を活用した新産業創出 アナログテレビ電波跡地の活用や新たな周波数の割当てによる次世代無線通信技術の研究開発の加速化等
- グリーンIT等の地球温暖化対策 エコインターネットの開発推進、テレワークの推進、家庭でのCO₂排出量の見える化推進等
- ITSの実用化等の加速化 「ぶつからない車」などの実現を目指すITSの実用化・普及の加速化等
- 国際連携強化 高速大容量ネットワークによる海外との共同研究開発、アジア・中南米等における互恵的な国際展開・連携等

III あらゆる分野の発展を支えるデジタル基盤の整備

- (1) ブロードバンドインフラ整備
- (2) 地上デジタルテレビジョン放送への円滑な移行
- (3) 革新的なデジタル技術創成のための研究開発
- (4) 地理空間情報の充実

2 スマート・ユビキタスネット社会の実現

(1) u-Japan政策の推進

我が国は、本格的な少子高齢化社会の到来を迎えており、ICTは様々な社会的課題の切り札として期待されている。そこで、ICTの可能性を最大限生かすため、総務省では、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークに簡単につながる「ユビキタスネット社会」を実現すべく、体系的なICT政策である「u-Japan政策」²を推進している。

また、我が国がバランスの取れた経済成長を持続させ、国際的な存在感を高めていくためには、我が国の得意分野である高付加価値な産業を活性化させ、その

果実を社会全体で共有していくことが必要である。

このため、総務省では、デジタル技術を活用して「個」がどのように才能を開花させ、安心・安全かつ便利で豊かな社会を実現し、日本の競争力向上や国際貢献に結実させるべきか、その方策を幅広い見地から戦略的に検討することを目的に、2008年2月から「ICT成長力懇談会」を開催し、同年7月に報告書として「xICTビジョン～あらゆる産業・地域とICTとの深化した融合に向けて～」³を公表した。

² 参考：u-Japan政策：http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ict/u-japan/index.html

³ 参考：xICTビジョン：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080703_6.html

(2) 「ICTビジョン懇談会」の開催

我が国においては、ICT分野における国家戦略として「e-Japan戦略」「IT新改革戦略」等を策定し、所要の政策展開を進めてきた。こうした政府全体の戦略の下、総務省においても、「u-Japan政策」を策定・公表し、2010年度を目標として「いつでも、どこでも、何でも、誰とでも」ネットワークにつながる「ユビキタスネットワーク社会」を実現することを目指し、ユビキタスネットワークの整備、ICT利活用の高度化、ICT利用環境の整備等に関する様々な施策を展開してきたところである。

しかしながら、「IT新改革戦略」は2010年度までを目標年限として設定しており、「ブロードバンド基盤の全国整備」(2010年度末)や、地上デジタル放送への完全移行(2011年7月)が完了する2010年代初頭の「完全デジタル元年」以降の総合的なICT政策の在り方等については、未だ検討がされていない状況にあった。

このため、総務省では、完全デジタル時代を迎える2011年以降を想定し、今後のICT市場の構造変化、ICT技術のトレンド、利用者ニーズの動向等について、2015年頃を展望した総合的なICT政策の方向性(ビジョン)を描くことを目的として、2008年10月より総務大臣主催の「ICTビジョン懇談会」⁴を開催することとした。

同懇談会は、2008年秋の金融危機に端を発する世界

同時不況による我が国経済の急速な悪化を受け、政府が進める新たな成長戦略の策定に貢献するためにも、ICT産業を新たな成長戦略の柱に位置付けるべきとして、2009年2月に、総務大臣に対し緊急提言(「ICTニューディール」)を行った。総務省は、この緊急提言を踏まえ、当面3年間(2009年～2011年)に集中的に実施すべき重点施策として、「デジタル日本創生プロジェクト(ICT鳩山プラン) - 骨子 -」を取りまとめ、関係府省と連携しつつ施策の具体化に取り組んでいる(図表5-1-2-1)。

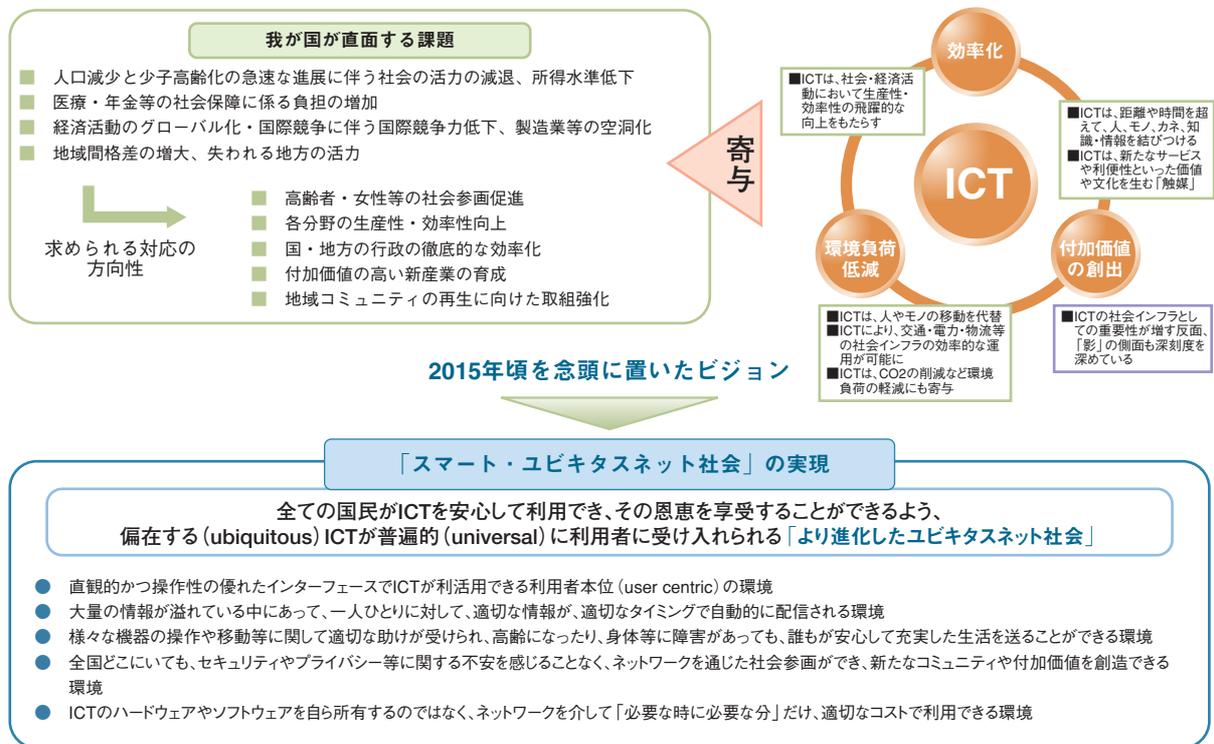
また、同懇談会は2009年6月に報告書「スマート・ユビキタスネットワーク社会実現戦略」を取りまとめ、公表した。同報告書では、全ての国民がICTを安心して利用でき、その恩恵を享受することができるよう、遍在する(ubiquitous)ICTが普遍的(universal)に利用者を受け入れられる「より進化したユビキタスネットワーク社会」、すなわち「スマート・ユビキタスネットワーク社会」の実現を提言している。「スマート・ユビキタスネットワーク社会」においては、直観的かつ操作性の優れたインターフェースでICTが利活用できる利用者本位(user centric)な環境や、大量の情報が溢れている中であって、一人ひとりに対して、適切な情報が適切なタイミングで自動的に配信される環境などが実現するとされている(図表5-1-2-2)。

図表5-1-2-1 デジタル日本創生プロジェクト(ICT鳩山プラン) 具体的施策の概要



4 参考：ICTビジョン懇談会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/ict_vision/index.html

図表5-1-2-2 「スマート・ユビキタスネット社会実現戦略」の基本理念



3 通信・放送分野における改革の推進

(1) 通信・放送分野の改革に関する工程プログラムの推進

通信・放送分野の改革を推進するため、平成18年6月に政府・与党において、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」が取りまとめられ、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）において、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野

の改革を推進する」と決定された。

これに基づき、総務省では、平成18年9月に、2010年（平成22年）までの5年間に取り組むべき具体的施策を掲げた「通信・放送分野の改革に関する工程プログラム」を決定し、同プログラムに基づいて施策を講じている。

(2) 通信・放送の総合的な法体系に関する検討

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意（平成18年6月）」において、「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る」とされたことを受け、総務省では、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討を行うこととした。

まず、平成18年8月から19年12月まで「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」を開催し、通信・放送の総合的な法体系の枠組に関する検討を行った。

次に、通信・放送の総合的な法体系における具体的な制度の在り方に関する検討を進めるため、平成20年2月、「通信・放送の総合的な法体系の在り方」について

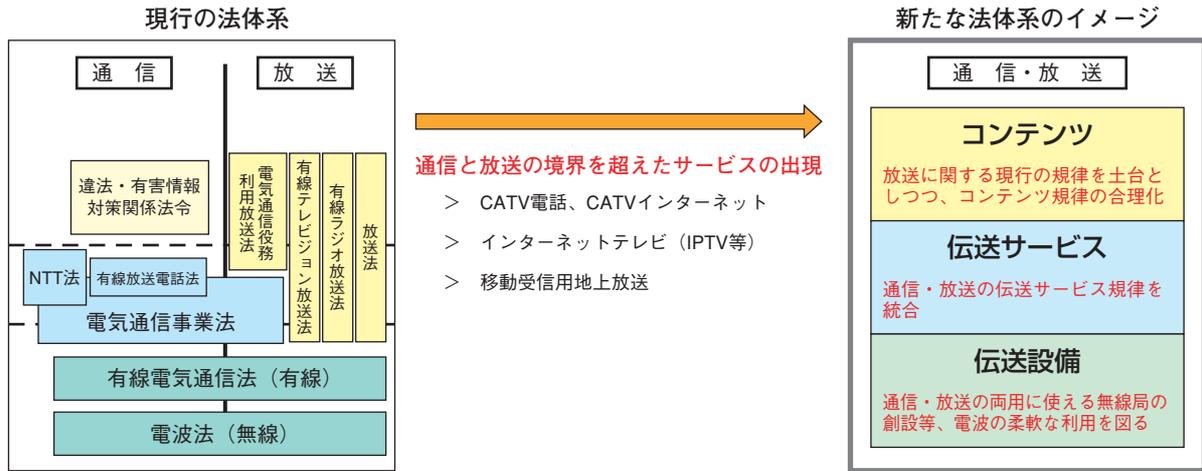
情報通信審議会に諮問した。情報通信審議会情報通信政策部会に「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」⁵が新たに設置され、同年6月には、「通信・放送の総合的な法体系について（中間論点整理）」が公表され、意見募集が行われた。これに寄せられた意見等を踏まえ、同年12月には、今後の委員会における審議事項を整理した「通信・放送の総合的な法体系に関する検討アジェンダ」が取りまとめられ、公表されたところである（図表5-1-3-1）。

今後、総務省では、同諮問に対する答申を経て、平成22年の通常国会への法案提出を目指すこととしている。

5 参考：通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/houtai.html

図表5-1-3-1 通信・放送の新たな法体系に向けた検討

- 現行の法体系は、伝送される情報（コンテンツ）が通信か放送か、また、放送の中でも無線設備と有線設備のいずれのネットワークを利用するののかの別に応じて、規律する法律が異なる。
- しかし、デジタル化、ブロードバンド化、IP化の進展等を受けて、ネットワークの如何にかかわらずサービスが出現（例：CATV電話、CATVインターネット、IPTV、移動受信用地上放送）。
- 放送の完全デジタル化、ブロードバンド・ゼロ地域の解消を展望して、現行の法体系を見直して規律を整理・集約し、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、新たな法体系への移行を検討すべき時機。



4 国際競争力の強化 —ICT国際競争力強化プログラムの推進—

ICT産業は、名目国内生産額の約1割を占める最大規模の産業であるとともに、我が国の実質GDP成長に対する寄与率が高いため、経済成長のエンジンとなり得る。したがって、人口減少社会が現実のものとなり、国内市場が縮小傾向にある中で、我が国経済を新たな成長のトレンドに乗せるためには、ICT産業の国際競争力の強化が不可欠である。しかし、ネットワーク関連機器等のグローバル市場における我が国のシェアは必ずしも高いとはいえず、海外への積極的な事業展開、標準化・知的財産権の獲得、人材育成等、国際競争力強化のために解決すべき課題が山積している。

そこで、総務省は、情報通信分野における国際競争力強化に関する基本的な戦略の方向性を検討するため、平成18年10月に「ICT国際競争力懇談会」を開催し、19年4月に最終とりまとめ⁶を行った。

これを受けて、平成19年5月に、「ICT国際競争力会

議」の設置、「ユビキタス特区」の創設、「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」の推進等からなる基本プログラムと、研究開発、標準化強化、知的財産強化、人材育成等に関する個別プログラムをパッケージとしてまとめた「ICT国際競争力強化プログラム」を策定した（平成20年7月に、それまでの施策の進捗状況を踏まえて本プログラムを改定し、「ICT国際競争力強化プログラムver. 2.0」⁷を策定。）。総務省では、本プログラムに基づき、政策資源の選択と集中、産学官の連携強化等により、ICT産業の国際競争力強化に取り組んでいる。

また、総務省においては、我が国ICT産業の国際競争力の強化、通信と放送の融合・連携への対応等に取り組むため、平成20年7月に、情報通信関連部局が再編され、新たに「情報通信国際戦略局」が設置されている。

(1) ICT国際競争力会議

総務省は、官民が継続的にICT産業の国際競争力を強化するための中核的組織として、平成19年5月から、「ICT国際競争力会議」⁸を開催している。

同会議では、

① ICT国際競争力強化プログラムのフォローアップ

及び見直しの検討

② ICT産業の国際競争力強化に向けた産学官連携の推進

③ ICT産業の国際競争力の評価・分析

を行っている。

⁶ 参考：「ICT国際競争力懇談会最終とりまとめ」の公表：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070423_1.html

⁷ 参考：「ICT国際競争力強化プログラムver. 2.0」の公表：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080729_8.html

⁸ 参考：ICT国際競争力会議：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/ict_kokusaikyousou/index.html

官民の戦略的な連携によるICT産業の国際競争力強化を図る観点から、特に、情報通信分野のうち、次世代IPネットワーク、ワイヤレス及びデジタル放送の3つ

の分野を「重点分野」と位置付けるとともに、BRICs、中東、東南アジア等に対する国別の国際展開戦略を策定・推進している。

(2) 「ユビキタス特区」事業の推進

「ユビキタス特区」は、我が国が国際的に優位にあるユビキタスネットワーク技術等を活用し、世界の需要にこたえうるICTサービスの開発・実証プロジェクトを「ユビキタス特区」⁹地域を中心に集中的に実施することにより、我が国ICT産業の国際競争力を強化することを目的として平成20年1月に創設され、22年度末までを実施期限とするプロジェクトである。

総務省が平成19年度に提案募集を行った結果、188件の提案が寄せられ、検討の結果、グローバル市場に対応できる移動通信端末の開発支援プラットフォームの実証やマルチワンセグメントサービスの実証等、28の

プロジェクト（35の市区町村で実施）を決定し、順次プロジェクトを開始している。

また、総務省が平成20年度に、従来の「ICT産業の国際競争力強化」に加え、「都市の国際競争力強化」や「地域再生・産業創造」について、新たに提案募集を行った結果、29件の提案が寄せられ、検討の結果、21年3月に、ユビキタス物流、地域活性化、ITSに関する3件をユビキタス特区として決定した。これら3件は、今後、平成21年度から22年度までの2年間で実施する予定である。

(3) 「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」の推進

「ICT国際競争力強化プログラム」に基づいて、日本が強い領域を生かし、ICT産業の国際競争力を強化するために、世界を先導すべき以下の研究開発を、「ジャパン・イニシアティブ・プロジェクト」として、平成20年度以降、重点的に推進することとしている。また、「ICT国際競争力強化プログラムver. 2.0」（平成20

年7月）では、「UNS研究開発戦略プログラムⅡ」や、我が国ICTに対する他国のニーズを踏まえたプロジェクトの推進を引き続き図ることとしている。

なお、個々の研究開発内容については、第5章第5節において記述している。

(4) ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進

総務省は、平成21年度より、ICT重点3分野の国際展開活動を加速化するとともに、我が国の高度なICTインフラを活用した新規分野における国際展開を戦略的に進めるために、「ICT先進事業国際展開プロジェクト」を実施している。同プロジェクトは以下の3つの事業から構成されている。

① ICT重点3分野途上国向けモデル事業（ユビキタス・アライアンス・プロジェクト）

重点3分野（①デジタル放送、②次世代IPネットワーク、③ワイヤレス）について、途上国の社会・経済ニーズに対応したモデルシステムを構築し、その「見える化」を図ることにより、我が国システムの導入促進を目指すもの。

② ICT先進実証実験事業

我が国が一定のアドバンテージを有すると認められる新規分野（通信・放送融合サービス等）について、

技術的課題等を検証し、課題解決策を導き出すことにより、新規ビジネスの創出や同ビジネスの国際展開を目指すもの。

③ ICT利活用ルール整備促進事業（サイバー特区）

ICT基盤先進国の日本が、さまざまな分野でICT利活用を進めていく上で新たに生じる制度的な課題（法制度、慣習、社会規範等）を検証し、課題解決策を導き出すことにより、先進的なルール整備を早期に実現するもの。

平成21年度は、ICT重点3分野途上国向けモデル事業（ユビキタス・アライアンス・プロジェクト）としてワンセグ双方向サービスモデル事業など8件、ICT先進実証実験事業として次世代デジタルサイネージモデルの確立など5件、ICT利活用ルール整備促進事業（サイバー特区）としてモバイルインターネットの視聴率調査など11件、合計24件を実施することとしている¹⁰。

⁹ 参考：ユビキタス特区：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070618_5.html
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2008/080623_2.html

¹⁰ 参考：「ICT先進事業国際展開プロジェクト」の実施テーマの決定について：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02tsushin01_000011.html

COLUMN

将来性豊かな中東地域をターゲットとする国際展開

総務省では、日本の情報通信産業の国際競争力強化に向けた総合戦略を検討する場として、産官学のトップが結集する「ICT国際競争力会議」を平成19年5月より開催している。平成21年6月には、今後3年程度を展望した行動計画として「ICT国際競争力強化プログラム2009」を策定し、日本企業の海外展開を支援するために優先的に取り組むべき地域を「ターゲット地域」と位置付け、地域ごとの国際展開戦略を初めて策定した。

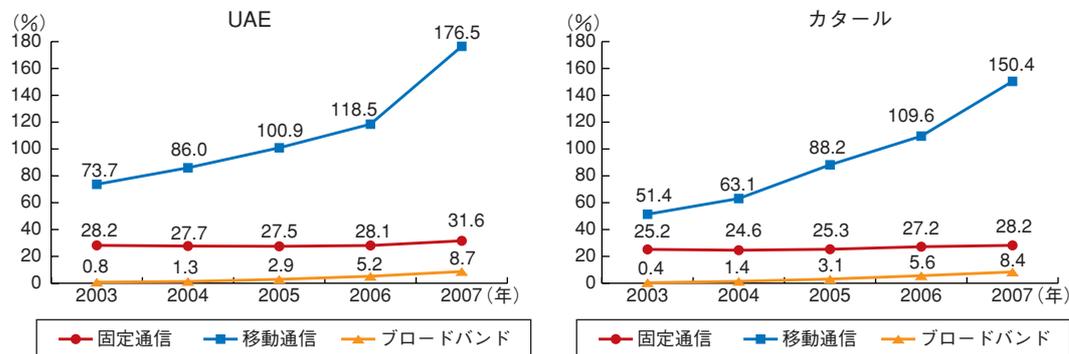
具体的には、中国、インド、東南アジア（ベトナム、インドネシア、タイ等）、中南米（ブラジル等）、ロシア及び中東（アラブ首長国連邦（UAE）、カタール等）をターゲット地域に選定した。今後は、

ターゲット地域ごとの「地域別戦略パッケージ」に基づいて施策を展開し、具体的なプロジェクトを官民あげて重点的に推進することとなる。

市場が急拡大し、高い経済成長が期待される中東地域を例に、「地域別戦略パッケージ」の例を紹介しよう。

図表1は、UAEとカタールの通信サービスの普及率の推移を示したものである。両国は資源依存型の経済からの脱却を目指して、ICT産業をはじめ金融や観光等のサービス産業の戦略的な育成を図っている。図表1からは携帯電話を中心とする移動通信市場が急成長していることが分かる（2003～2007年においてUAEは年率2.4%、カタールは年率3.1%で成長）。

図表1 UAE及びカタールにおける通信サービスの普及率（百人当たり加入者数）の推移



ITU "ICT Statistics Database" により作成
<http://www.itu.int/ITU-D/ICTEYE/Indicators/Indicators.aspx#>

日本は両国からの資源輸入の依存度が高く、経済安全保障上、資源のみでない重層的な経済関係を発展させ、より強固な友好関係を構築する必要性が高い。その要請に応えるとともに、上記のように急成長し将来性豊かな中東地域のICT市場でビジネスを展開することを目指して、総務省は中東をターゲット地域とする「ICT中東展開戦略パッケージ」を取りまとめた。主な内容は次の通りである。

(1) 総務省のこれまでの取組

平成20年5月に、中東に副大臣を団長とする初の官民ミッションを派遣し、UAE、カタール政府との間で今後ICT分野において官民合同の定期的な協議の場を持つことで合意した。その後、同年6月及び11月に実務レベルのミッションを派遣し、平成21年4月には日本のICTサービスを紹介するユビキタス・ビジネス・セミナーを開催した。

(2) 基本戦略

ICT分野における中東地域との緊密な戦略パートナーシップ関係の構築を目指す。現在主眼としているUAE・カタール以外の第3国への面的展開を考慮するほか、セミナー開催等による相手国のニーズ把握、協力関係のフレームワーク作成から案件の実施、及びフォローアップまで、ステップを踏んで協力関係を構築する。

(3) 目標

現地企業又は政府とのMoU（覚書）の締結やパイロットプロジェクトの実施について合意を目指す。中長期的には現地の官学と連携し、人材育成、研究開発分野における協力スキームを検討する。

(4) アクションプラン

中東地域におけるモデル事業を着実に実施するとともに新たなパイロットプロジェクトを形成するべく働きかけを行う。民間からの要望に基づくオーダーメイド型ミッションの形成や、メールマガジンによる日本のICT関連情報の配信を行う。

5 「ICTによる生産性向上戦略」

人口減少下の我が国経済を新たな成長のトレンドに乗せるためには、ICTを活用した生産性の向上が不可欠であることから、総務省では、平成19年8月、情報通信審議会に対し、「生産性向上のためのICT共通基盤の整備方策」について諮問し、20年6月に答申「ICTによる生産性向上戦略」¹¹が取りまとめられた。同答申では、世界最先端のブロードバンド基盤という我が国の

「強み」を活かし、「ネットワーク力」に重点を置いたパラダイムへの転換を目指すこととして、

- ① ASP・SaaSの徹底活用
- ② 企業ディレクトリの整備
- ③ 場所コードの活用

を戦略分野として位置づけ、取組を進めるべきであるとしている。

(1) ASP・SaaS普及促進協議会

ASP・SaaSの普及促進を図るため、総務省では、特定非営利活動法人ASP・SaaSインダストリー・コンソーシアム（ASPIC：ASP・SaaS Industry Consortium）と共同で、平成19年4月に「ASP・SaaS普及促進協議会」¹²を設立した。具体的には、これまで主に以下の取組が進められている。

ア 「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」の策定と「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」

平成19年11月に、ASP・SaaS利用者によるサービスの比較・評価・選択の支援を目的とする「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」¹³を策定するとともに、本指針を踏まえ、20年4月に財団法人マルチメディア振興センターが「ASP・SaaS安全・信頼性に係る情報開示認定制度」を創設した。当該認定制度の普及により、地方公共団体や中小企業等におけるASP・SaaSの利用が促進され、我が国の生産性向上に寄与することが期待されている。

イ 「データセンターの安全・信頼性に係る情報開示指針」の策定

また、ASP・SaaS等の普及に伴い、今後ますますその需要の増加が見込まれるデータセンターについて、その設置に係る要件等を整理し、利用者による比較・

評価・選択等に係る情報へのニーズに対応するため、平成21年2月に、「データセンターの安全・信頼性に係る情報開示指針（第1版）」¹⁴を公表した。さらに、本指針等の具体化を始め、世界で最も優れたブロードバンドインフラを有する我が国がアジアや世界の情報発信拠点として発展するための取組を行うことを目的として、ASPICの内部に「ASP・SaaS データセンター促進協議会」が設立された。

ウ 「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」の策定

医療情報の重要性から見た高度な安全性の要求を踏まえ、医療情報がASP・SaaSによって適正かつ安全に利用され、医療情報におけるASP・SaaSの利用の促進を図ることを目的として、ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際に求められる責任、ASP・SaaS事業者への要求事項、合意形成の考え方等を示したガイドラインを策定することとしている（平成21年7月予定）。本ガイドラインの対象範囲は、個人情報保護の観点から「医療・介護事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日（平成18年4月21日改正）厚生労働省）及びそこから参照することとされている「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4版」（平成21年3月厚生労働省）において定義されているものと同一としている。

(2) 企業ディレクトリの整備

総務省の「ユビキタス特区」事業の一環として、平成20年度より、電話番号を共通IDとして、業務に必要な複数のアプリケーションをネットワーク上で連携して利用するための基盤として、「電話番号を企業のマス

ターIDとする電子申請等支援サービスの開発・実証」を実施しており、中小企業等ネットワーク利用者の利便性・生産性の向上が期待されている。

¹¹参考：ICTによる生産性向上戦略：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/joho_tsusin/sokai/pdf/080627_3_si19-3-2.pdf

¹²参考：ASP・SaaS普及促進協議会：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/070427_14.html

¹³参考：「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針」の公表について：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/071127_3.html

¹⁴参考：「データセンターの安全・信頼性に係る情報開示指針」の公表及びASPIC「ASP・SaaS データセンター促進協議会」の設立について：http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090226_5.html